

平成30年の活動状況

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	23
1	概 況	23
2	不当労働行為事件取扱一覧表	33
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	35
第2	労働組合の資格審査	37
1	概 況	37
2	労働組合資格審査取扱一覧表	39

第1部 概 要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あつせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各種名簿	6
1	委員名簿	6
2	あつせん員候補者名簿	8

第 1 活 動 概 要

平成 30 年の当委員会は、第 45 期委員により運営され、総会を 24 回、公益委員会議を 24 回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりである。

平成 30 年 事 件 等 取 扱 状 況

区 分	労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
	調 整	実情調査		
取扱件数	21 (18)	40 (40)	20 (12)	19 (11)
終結件数	19 (16)	39 (39)	10 (5)	10 (5)

(注) () 内は、新規取扱件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21 人で構成されている。

平成 30 年は、第 45 期委員により運営された。

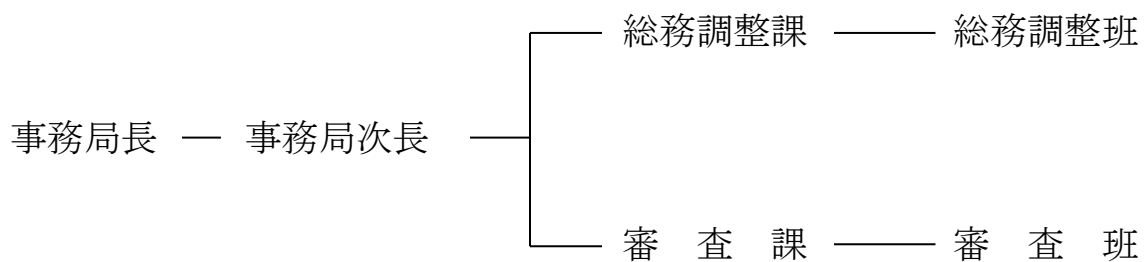
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者等の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成 30 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 28 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成 30 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 14 人である。

【組 織 図】



第 3 会 議

1 総 会

総会は委員全員で構成する会議で、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、委員・事務局から取扱事件の報告を受ける。当委員会では、原則として毎月第 2 及び第 4 木曜日を定例日としている。

なお、平成 30 年は、第 1546 回から第 1569 回までの 24 回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成 30 年は、第 1546 回から第 1569 回までの 24 回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、14 都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成 30 年は、全国労働委員会連絡協議会総会において、都道府県労働委員会が直面する諸課題について、その共有と解決に向けた検討を行うことが決定し、同協議会の運営委員会に「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」が設置され、議論が進められることとなった。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第45期 委員

◎印 会長 ○印 会長代理
平成29年9月26日任命 50音順
(平成30年12月31日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成19. 8. 2 40期～45期
	大 原 義 弘	兵庫県土地開発公社常任監事 ※	平成29. 9. 26 45期
	関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科教授	平成23. 8. 18 42期～45期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成 9. 7. 2 35期～45期
	塚 本 隆 文	兵庫県代表監査委員 ※	平成27. 9. 8 44期～45期
	林 亜衣子	弁護士	平成30. 4. 5 45期
	○米 田 耕 士	弁護士	平成19. 8. 2 40期～45期
労働者委員	奥 村 比左人	三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27. 9. 8 44期～45期
	尾 野 哲 男	オークラ輸送機労働組合組合長	平成29. 9. 26 45期
	熊 野 隆 夫	山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25. 8. 27 43期～45期
	曾 我 一 樹	UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27. 2. 5 43期～45期
	那 須 健	関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23. 8. 18 42期～45期
	服 部 圭 司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25. 8. 27 43期～45期
	福 永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23. 8. 18 42期～45期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	河 野 忠 友	カワノ株式会社代表取締役社長	平成 29. 9. 26 45 期
	草 薙 信 久	一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成 23. 8. 18 42 期～45 期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機株式会社顧問	平成 19. 8. 2 40 期～45 期
	坪 田 一 夫	神姫バス株式会社常務取締役	平成 29. 9. 26 45 期
	村 元 四 郎	株式会社村元工作所特別顧問	平成 21. 8. 3 41 期～45 期
	吉 田 達 樹	日清鋼業株式会社顧問	平成 25. 8. 27 43 期～45 期
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社代表取締役社長	平成 25. 8. 27 43 期～45 期

※印は元職を示す。

2 あっせん員候補者名簿

(平成30年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
大原義弘	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県土地開発公社常任監事 ※	平成29年9月26日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝澤功治	兵庫県労働委員会公益委員(会長) 弁護士	平成9年7月2日
塚本隆文	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県代表監査委員 ※	平成27年9月8日
林亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員(会長代理) 弁護士	平成19年8月2日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長	平成27年9月8日
尾野哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
熊野隆夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
曾我一樹	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27年2月5日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福永明	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23年8月18日
河野忠友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
草薙信久	兵庫県労働委員会使用者委員 一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成23年8月18日
佐野喜之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社顧問	平成19年8月2日

氏 名	現 職	委嘱年月日
坪 田 一 夫	兵庫県労働委員会使用者委員 神姫バス株式会社常務取締役	平成29年9月26日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所特別顧問	平成21年8月3日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役社長	平成25年8月27日
小 南 秀 夫	兵庫県労働委員会公益委員 ※	平成25年8月27日
正 木 靖 子	兵庫県労働委員会公益委員 ※	平成13年7月9日
切 山 義 行	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成24年9月20日
松 下 秀 明	兵庫県労働委員会使用者委員 ※	平成23年8月18日
井土垣 功	兵庫県労働委員会事務局長	平成30年4月12日
大 西 稔	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	平成30年4月12日
四 方 弘 道	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成29年4月13日

※印は元職を示す。

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

平成30年に取り扱った調整事件は21件であり、全てあっせんであった。前年からの繰越しは3件、新規申請は18件であった。

終結件数は19件で、平成31年への繰越し件数は2件となっている(第1表参照)。

(2) 取扱事件

平成30年の取扱事件21件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、「団交促進」が21件、「賃金等」が12件、「経営又は人事」が11件、それ以外が8件である(第2表参照)。

イ 申請者別では、労働組合が20件、使用者が1件である(第3表参照)。

ウ 地区別では、神戸地区が11件、阪神南地区が6件、北播磨地区が2件、阪神北地区及び丹波地区が各1件となっている(第5表参照)。

エ 業種別では、「運輸、郵便業」が9件、「製造業」及び「医療、福祉」が各3件、「卸売業、小売業」が2件、「教育、学習支援業」及び「サービス業」が各1件、「その他」が2件となっている(第6表参照)。

オ 企業規模別では、「50～99人」が10件、「49人以下」が6件、「1,000人以上」が2件、「100～199人」、「200～299人」及び「500～999人」が各1件となっている(第7表参照)。

(3) 終結状況

平成30年に終結した19件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分は、解決が5件、打切りが13件、取下げが1件となっており、解決率(解決件数の終結件数に対する割合)は27.8%となっている(第8表参照)。

イ 終結までに要した日数を見ると、「1～4日」が12件、「20～29日」が4件、「10～19日」及び「30～49日」が各1件となっており、平均所要日数は、8.6日となっている(第9表参照)。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越し	3	3	—
新規申請	18	16	2
計	21	19	2

第2表 調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	1
	(b) 協約の締結・改定	—
	(c) 協約の効力・解釈	2
賃金等	(d) 賃金増額	2
	(e) 一時金	3
	(f) 諸手当	2
	(g) 退職金	—
	(h) その他	5
	小計	12
賃金以外の 労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	—
	小計	—
経営又は人事	(l) 事業廃止・縮小	—
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	2
	(o) 解雇	8
	(p) その他	1
	小計	11
(q) 福利厚生	—	
(r) 団交促進	21	
(s) その他	5	
計		52

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の計は取扱件数とは一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	20	1	—	21

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	3	—	2	3	3	2	2	—	—	1	2	1	2	21

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	11	6	1	—	2	—	—	—	1	—	21

第6表 業種別件数

業種	製造	運輸、郵便				卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	3	—	9	—	—	2	1	3	1	—	2	21

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	6	10	1	1	—	1	2	21

第8表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	解 決	取下げ	打切り	計
件 数	5	1	13	19

第9表

調整所要日数別終結件数

日数	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均 日数
件数	1	12	—	1	4	1	—	19	8.6

2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
平 29 (調) 20	道路貨物運送業	29. 12. 21 (30. 1. 12)	労	誠実な団体交渉の 実施 (年末一時金 の増額)	30. 1. 12 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
21	非鉄金属製造業	29. 12. 27 (30. 1. 18)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (雇止めの撤 回等)	30. 1. 18 打切り (被申請者 不同意)	丹波市
22	社会保険・社会 福祉・介護事業	29. 12. 28 (30. 1. 26)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (賃金制度改 定の協議等)	30. 2. 14 解決	尼崎市
平 30 (調) 1	卸売業、小売業	30. 2. 21 (30. 4. 3)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	30. 4. 17 解決	神戸市
2	社会保険・社会 福祉・介護事業	30. 2. 27 (—)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (雇止めの撤 回等)	30. 5. 11 取下げ	尼崎市
3	水 道 業	30. 3. 1 (30. 5. 2)	〃	誠実な団体交渉の実 施 (組合間の中立保 持等)	30. 5. 2 打切り (被申請者 不同意)	川西市
4	卸売業、小売業	30. 3. 2 (30. 3. 20)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (解雇撤回)	30. 3. 20 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
5	道路貨物運送業	30. 3. 5 (30. 3. 13)	〃	団 体 交 渉 の 促 進 (協定合意事項の履 行)	30. 3. 13 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
6	道路貨物運送業	30. 4. 9 (30. 4. 25)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (賃上げ等)	30. 4. 25 打切り (被申請者 不同意)	神戸市

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
平 30 (調) 7	道路貨物運送業	30. 4. 9 (30. 5. 18)	労	誠実な団体交渉の 実施 (解雇撤回等)	30. 5. 18 打切り (被申請者 不同意)	加西市
8	水 道 業	30. 4. 25 (30. 6. 6)	〃	誠実な団体交渉の 実施 (人事評価制 度の協議等)	30. 6. 29 解決	芦屋市
9	道路貨物運送業	30. 5. 9 (30. 5. 22)	〃	団体交渉の促進 (賃上げ)	30. 5. 22 打切り (被申請者 不同意)	西宮市
10	金属製品製造業	30. 5. 22 (30. 6. 20)	〃	団体交渉の促進 (賃金補償等)	30. 7. 9 解決	三木市
11	教育、学習支援業	30. 6. 19 (30. 8. 8)	〃	団体交渉の促進 (雇止めの撤回)	30. 9. 11 打切り (あっせん 不調)	神戸市
12	道路貨物運送業	30. 6. 22 (30. 7. 25)	〃	団体交渉の実施 (解雇撤回等)	30. 7. 25 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
13	社会保険・社会 福祉・介護事業	30. 9. 19 (30. 10. 5)	〃	団体交渉の促進 (解雇撤回等)	30. 10. 5 打切り (被申請者 不同意)	尼崎市
14	パルプ・紙・紙加 工品製造業	30. 10. 29 (30. 11. 21)	〃	団体交渉の促進 (監視カメラの撤去 等)	30. 12. 18 解決	神戸市
15	道路貨物運送業	30. 10. 29 (30. 11. 8)	〃	団体交渉の実施 (未払賃金の支払等)	30. 11. 8 打切り (被申請者 不同意)	神戸市

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
平 30 (調) 16	道路貨物運送業	30.11.30 (30.12.7)	労	誠実な団体交渉の 実施 (団交応諾)	30.12.7 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
17	その他の事業サ ービス業	30.12.20 (ー)	使	誠実な団体交渉の 実施 (賃上げ)	(繰越し)	尼崎市
18	道路貨物運送業	30.12.21 (ー)	労	誠実な団体交渉の 実施 (年末一時金 の支給)	(繰越し)	神戸市
計		21 件				

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	23
1	概況	23
2	不当労働行為事件取扱一覧表	33
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	35
第2	労働組合の資格審査	37
1	概況	37
2	労働組合資格審査取扱一覧表	39

第1 不当労働行為事件の審査

1 概況

(1) 取扱状況

平成30年に取り扱った不当労働行為事件は20件であった。そのうち、前年からの繰越しは8件、新規申立ては12件であった。

終結件数は10件で、前年からの繰越しのうち3件、新規申立てのうち7件、合わせて10件が平成31年に繰越しとなった（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

平成30年の新規申立件数12件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件が6件、1・3号事件が3件、1・2・3号事件が2件、3号事件が1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、労働組合による申立てが10件、労働組合及び個人による申立てが2件となっている。

ウ 地区別では、神戸地区が7件、阪神南地区及び東播磨地区が各2件、但馬地区が1件となっている。（第6表参照）。

エ 業種別では、「貨物運送業」が5件、「サービス業」が3件、「その他」が2件、「製造業」及び「教育、学習支援業」が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、「50～99人」が6件、「49人以下」が3件、「1,000人以上」が2件、「100～199人」が1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

平成30年に終結した10件の内容は、次のとおりである。

ア 繰越し事件が5件、新規申立事件が5件であり、終結区分別では、「命令・決定」が3件、「和解・取下げ」が7件となっている（第9表参照）。

終結率（終結件数の取扱件数に対する割合）は、50パーセントとなっている。

イ 終結事件の係属日数は、「命令・決定」の最長が533日、最短が350日、「和解・取下げ」の最長が362日、最短が83日、総平均が260日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

平成30年中に交付された「命令・決定」のうち1件について、中央労働委員会に再審査の申立てがなされた。

前年から繰り越された1件が終結したので、平成31年への繰越件数は1件となった。（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

前年から繰り越された2件のうち、平成30年（行ヒ）第105号不当労働行為救済命令一部取消、不当労働行為救済申立棄却命令一部取消請求上告受理申立事件については、平成30年7月12日、不受理決定がなされた。

平成29年（行ウ）第20号不当労働行為救済申立棄却命令取消請求事件については、平成30年11月9日、取下げにより終結した。

したがって、平成31年への繰越事件はなかった（第14表参照）。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰越し	8	5	3
新規申立て	12	5	7
計	20	10	10

第2表 申立事項別件数

申立事項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	2	6	8
3号（支配介入）	1	1	2
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	1	—	1
1号と3号の複合したもの	2	3	5
2号と3号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号の複合したもの	2	2	4
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	8	12	20

（注） 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	1	—	1
		賃金等の差別	—	2	2
		仕事上の差別	—	1	1
		配転	—	2	2
		その他	5	1	6
		小計	6	6	12
2号	団体交渉の拒否	5	8	13	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	1	1
		組合弱体化工作	4	5	9
		脱退強要	—	1	1
		就労拒否	3	1	4
		小計	7	8	15
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		18	22	40	

(注) 1 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	2	1	3
配置転換の撤回	—	1	1
不利益取扱いの撤回	2	5	7
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	1	—	1
団体交渉の応諾	4	8	12
支配介入の禁止	2	6	8
謝罪文の掲示・手交	5	8	13

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	—	1	—	—	—	1	—	—	4	1	1	—	8
新規申立て	1	—	—	1	2	—	2	1	2	—	1	2	12

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	4	1	1	—	1	1	—	—	—	—	8
新規申立て	7	2	—	2	—	—	—	1	—	—	12

第7表 業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	2	1	1	—	—	1	1	1	—	1	8
新規申立て	1	—	5	—	—	1	—	3	—	2	12
計	3	1	6	—	—	2	1	4	—	3	20

第8表 企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	1	1	2	2	—	1	1	8
新規申立て	3	6	1	—	—	—	2	12
計	4	7	3	2	—	1	3	20

第9表 終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	1	1	1	—	3	2	—	—	2	5
新規申立て	—	—	—	—	—	1	4	—	5	5
計	1	1	1	—	3	3	4	—	7	10

第10表 終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	533	350	429
和解・取下げ	362	83	188
総 平 均	—	—	260

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	終結区分	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
平28 (不)4	教育、学習支援業	命 令 (全部救済)	回 4	回 3	人 3 (6)	回 1	日 533
平29 (不)3	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	命 令 (棄却)	4	2	1	—	403
6	機械器具設置工事業	取 下 げ (関与和解)	4	—	—	—	199
7	洗濯・理容・ 美容・浴場業	取 下 げ (関与和解)	7	3	4 (8)	1	362
10	道路旅客運送業	命 令 (一部救済)	4	2	1	—	350
平30 (不)1	道路貨物運送業	取 下 げ (無関与和解)	5	—	—	—	252
3	道路貨物運送業	取 下 げ (無関与和解)	3	—	—	—	162
4	道路貨物運送業	取 下 げ (無関与和解)	3	—	—	—	154
5	道路貨物運送業	取 下 げ (無関与和解)	—	—	—	—	106
9	技術サービス業	取 下 げ (関与和解)	2	—	—	1	83

(注)「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
平29 (不)5	プラスチック製品製造業 労働者派遣業	回 8	回 1	人 7	回 —	日 578
8	医 療 業	7	—	—	—	463
9	道 路 貨 物 運 送 業	6	3	5 (10)	—	445
平30 (不)2	機 械 器 具 設 置 工 事 業	5	—	—	—	250
6	教 育 、 学 習 支 援 業	3	—	—	—	154
7	機 械 器 具 設 置 工 事 業	3	—	—	—	153
8	道 路 貨 物 運 送 業	2	—	—	—	113
10	金 属 製 品 製 造 業	—	—	—	—	46
11	廃 棄 物 処 理 業	—	—	—	—	11
12	技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	5

- (注) 1 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。
 2 係属日数は、平成30年末までの数値である。

第13表

再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申 年 月 日	不 服 の 要 点	審 査 過 程
中労委 平 28(不再)第 5 号 (廃棄物処理業)	労働組合 28. 1. 8	初審命令の取消し	棄却
中労委 平 30(不再)第 56 号 (道路旅客運送業)	使用者 30.11. 8	初審命令の取消し	係属中

第14表

行政訴訟事件一覧

事件番号 (業種名)	提起人 提起年月日	請求の旨	訴訟経過
最高裁 平成30年(行ヒ)第105号 不当労働行為救済命令一部取消、 不当労働行為救済申立棄却命令 一部取消請求上告受理申立事件 (道路貨物運送業)	使用者 29.11.14	上告の受理・原判決の破棄	不受理
神戸地裁 平成29年(行ウ)第20号 不当労働行為救済申立棄却命令 取消請求事件 (道路貨物運送業)	労働組合 労働者 29.4.21	県労委命令の取消し	取下げ

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件番号	事 件 名	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平28 (不)4	教育、学習支援業	1・2・3	組合	28. 9. 13	不利益取扱 団交拒否 支配介入	30. 2. 27	命令 (全部救済)	神崎郡 市川町
平29 (不)3	電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	2	組合	29. 2. 27	団交拒否	30. 4. 5	命令 (棄却)	西脇市
5	プラスチック製品製造業 労働者派遣業	1・2	組合	29. 6. 2	不利益取扱 団交拒否			伊丹市
6	機械器具設置工事業	2	組合	29. 9. 11	団交拒否	30. 3. 28	取下げ (関与和解)	神戸市
7	洗濯・理容・美容・ 浴場業	1・2・3	組合	29. 9. 15	不利益取扱 団交拒否 支配介入	30. 9. 11	取下げ (関与和解)	大阪市
8	医 療 業	1・3	組合	29. 9. 25	不利益取扱 支配介入			西宮市
9	道路貨物運送業	1・3	組合	29. 10. 13	不利益取扱 支配介入			神戸市
10	道路旅客運送業	3	組合	29. 11. 16	支配介入	30. 10. 31	命令 (一部救済)	神戸市
平30 (不)1	道路貨物運送業	2	組合	30. 1. 31	団交拒否	30. 10. 9	取下げ (無関与和解)	神戸市
2	機械器具設置工事業	2	組合	30. 4. 26	団交拒否			神戸市
3	道路貨物運送業	1・2・3	組合	30. 5. 1	不利益取扱 団交拒否 支配介入	30. 10. 9	取下げ (無関与和解)	神戸市
4	道路貨物運送業	1・2・3	組合	30. 5. 9	不利益取扱 団交拒否 支配介入	30. 10. 9	取下げ (無関与和解)	神戸市
5	道路貨物運送業	1・3	組合 個人	30. 7. 26	不利益取扱 支配介入	30. 11. 8	取下げ (無関与和解)	神戸市

事件 番号	事 件 名	第7条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平30 (不)6	教育、学習支援業	1・3	組合 個人	30. 7. 31	不利益取扱 支配介入			豊岡市
7	機械器具設置工事業	2	組合	30. 8. 1	団交拒否			神戸市
8	道路貨物運送業	2	組合	30. 9. 10	団交拒否			西宮市
9	技術サービス業	2	組合	30. 9. 13	団交拒否	30. 12. 4	取下げ (関与和解)	神戸市
10	金属製品製造業	3	組合	30. 11. 16	支配介入			明石市
11	廃棄物処理業	1・3	組合	30. 12. 21	不利益取扱 支配介入			尼崎市
12	技術サービス業	2	組合	30. 12. 27	団交拒否			加古川 市
計		20 件						

(注)「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第3項の規定により、平成31年における審査の期間の目標及び平成30年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成31年における審査の期間の目標

当委員会は、平成31年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6月

イ 標準的な事件 1年

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 平成30年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	— 件	— 件	— 件
標準的な事件	20	10	10
特に複雑な事件	—	—	—
計	20	10	10

イ 審査期間の状況（平成30年中に終結した事件）

《標準的な事件》

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	533 日	350 日	429 日
和 解 ・ 取 下 げ	362	83	188
総 平 均	—	—	260 (約9月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成30年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋問 証人数	備 考
平成28年 (不)第4号事件	命令 (全部救済)	日 533	回 4	回 3	回 1	人 3 (6)	標 準
平成29年 (不)第3号事件	命令 (棄却)	403	4	2	—	1	標 準
平成29年 (不)第6号事件	取下げ (関与和解)	199	4	—	—	— (—)	標 準
平成29年 (不)第7号事件	取下げ (関与和解)	362	7	3	1	4 (8)	標 準
平成29年 (不)第10号事件	命令 (一部救済)	350	4	2	—	1	標 準
平成30年 (不)第1号事件	取下げ (無関与和解)	252	5	—	—	— (—)	標 準
平成30年 (不)第3号事件	取下げ (無関与和解)	162	3	—	—	— (—)	標 準
平成30年 (不)第4号事件	取下げ (無関与和解)	154	3	—	—	— (—)	標 準
平成30年 (不)第5号事件	取下げ (無関与和解)	106	—	—	—	— (—)	標 準
平成30年 (不)第9号事件	取下げ (関与和解)	83	2	—	1	— (—)	標 準

(注) 1 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注) 2 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とは標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成30年に取り扱った労働組合の資格審査は19件で、その内訳は、前年からの繰越しが8件、新規申請が11件であった。新規申請の理由別内訳は、不当労働行為が10件、法人登記が1件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に10件（適合決定4件、打切り6件）が終結したので、9件が平成31年に繰越しとなった（第2表参照）。

適合決定された4件（不当労働行為3件、法人登記1件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 し	—	8	—	—	8
新 規 申 請	—	10	1	—	11
計	—	18	1	—	19

第2表

申請理由別、終結区分別件数

区 分		委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数		—	18	1	—	19
終 結 件 数	打 切 り	—	6	—	—	6
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	適 合 決 定	—	3	1	—	4
	不 適 合 決 定	—	—	—	—	—
	計	—	9	1	—	10
翌年への繰越件数		—	9	—	—	9

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	—	3	1	—	4
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘下 組合の 規約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成 28 年 (資) 第 3 号事件	6	28. 9. 13	不	30. 2. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 4 号事件	24	29. 2. 27	不	30. 3. 22	適合
平成 29 年 (資) 第 6 号事件	5	29. 6. 2	不		
平成 29 年 (資) 第 19 号事件	255	29. 9. 20	不	30. 3. 28	打切り
平成 29 年 (資) 第 20 号事件	28	29. 9. 20	不	30. 9. 11	打切り
平成 29 年 (資) 第 21 号事件	80	29. 9. 25	不		
平成 29 年 (資) 第 22 号事件	282	29. 10. 13	不		
平成 29 年 (資) 第 23 号事件	318	29. 11. 16	不	30. 10. 25	適合
平成 30 年 (資) 第 1 号事件	320	30. 1. 31	不	30. 10. 9	打切り
平成 30 年 (資) 第 2 号事件	16	30. 3. 1	法	30. 3. 8	適合
平成 30 年 (資) 第 3 号事件	230	30. 4. 26	不		

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成 30 年 (資) 第 4 号事件	320	30. 5. 1	不	30.10. 9	打切り
平成 30 年 (資) 第 5 号事件	320	30. 5. 9	不	30.10. 9	打切り
平成 30 年 (資) 第 6 号事件	20	30. 7.31	不		
平成 30 年 (資) 第 7 号事件	220	30. 8. 1	不		
平成 30 年 (資) 第 8 号事件	286	30. 9.10	不		
平成 30 年 (資) 第 9 号事件	100	30. 9.13	不	30.12. 4	打切り
平成 30 年 (資) 第 10 号事件	91	30.11.16	不		
平成 30 年 (資) 第 11 号事件	268	30.12.21	不		
計		19 件			

(注) 1 「係属」の「事由」欄の「委」とは「委員推薦」、「不」とは「不当労働行為」、「法」とは「法人登記」を意味する。

(注) 2 「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。